

令和6年1月

第1回

横手市議会  
臨時会議案

## 令和6年第1回横手市議会1月臨時会議案一覧表

(1) 報告第1号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第2号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第3号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第4号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 議案第1号	横手市手数料条例の一部を改正する条例	9	～	15
(6) 議案第2号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第12号)	予算書の頁		

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出  
横手市長 高橋 大

専決第24号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年11月28日（火）午後1時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                  |
| 3 | 相手方    |                       |
| 4 | 事故の概要  |                       |
| 5 | 損害賠償額  | 4,906円                |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出  
横手市長 高橋 大

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月5日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年12月6日（水）午後5時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                 |
| 3 | 相手方    |                      |
| 4 | 事故の概要  |                      |
| 5 | 損害賠償額  | 77,805円              |

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出  
横手市長 高橋 大

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月10日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年10月20日（金）午後11時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                |
| 3 | 相手方    |                     |
| 4 | 事故の概要  |                     |
| 5 | 損害賠償額  | 19,800円             |

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月26日提出  
横手市長 高橋 大

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、著作権侵害行為による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年1月12日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |              |
|---|--------|--------------|
| 1 | 行為発生日  | 令和5年12月4日（月） |
| 2 | 行為発生場所 | 横手市内         |
| 3 | 相手方    |              |
| 4 | 行為の概要  |              |
| 5 | 損害賠償額  | 132,000円     |

議案第 1 号

横手市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市手数料条例の一部を改正する条例

横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
	手数料を徴収する事項	単位	金額		手数料を徴収する事項	単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通	450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、270円）	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の <u>規定に基づく</u> 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の <u>規定に基づく</u> 戸籍証明書の交付	1通	450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、270円）
2	戸籍法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350円	2	戸籍法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の <u>規定に基づく</u> 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	350円

				3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件	400円
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第	1通	750円	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第	1通	750円

	10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>				10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の <u>規定に基づく</u> 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の <u>規定に基づく除籍証明書</u> の交付		
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで又は同法第126条の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	450円	5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで又は同法第126条の <u>規定に基づく</u> 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	450円
				6	戸籍法第120条の3第2項の <u>規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に</u>	1件	700円

							<p><u>規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>	
5	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	1通	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙	7	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の<u>規定に基づく</u>届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項</u>（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の<u>規定に基づく</u>届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の証明書の交付</p>	1通	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙	

			を用いる場合にあつては、 <u>1通につき1,400円</u> )				を用いる場合にあつては、1,400円)
<u>6</u>	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届書その他市長の受理した書類を <u>閲覧させる</u> 事務	書類1件	350円	<u>8</u>	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の <u>規定に基づく</u> 届書その他市長の受理した書類を <u>閲覧に供する</u> 事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを <u>閲覧に供する</u> 事務	1件	350円
<u>7</u>	[略]			<u>9</u>	[略]		
<u>8</u>	[略]			<u>10</u>	[略]		
<u>9</u>	[略]			<u>11</u>	[略]		
<u>10</u>	[略]			<u>12</u>	[略]		
<u>11</u>	[略]			<u>13</u>	[略]		
<u>12</u>	[略]			<u>14</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]			<u>15</u>	[略]		

<u>14</u>	[略]	<u>16</u>	[略]
<u>15</u>	[略]	<u>17</u>	[略]
<u>16</u>	[略]	<u>18</u>	[略]
<u>17</u>	[略]	<u>19</u>	[略]

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## 議案第2号

### 令和5年度横手市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673,831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,727,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月26日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,773,398	504,628	10,278,026
	2 国庫補助金	4,992,256	504,628	5,496,884
19 繰入金		4,094,748	169,203	4,263,951
	2 基金繰入金	4,013,357	169,203	4,182,560
歳入	合計	63,053,669	673,831	63,727,500

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,489,690	297,139	16,786,829
	1 社会福祉費	9,411,417	231,739	9,643,156
	2 児童福祉費	5,895,669	65,400	5,961,069
4 衛生費		7,107,883	2,426	7,110,309
	1 保健衛生費	4,171,615	2,426	4,174,041
6 農林水産業費		3,558,479	158,266	3,716,745
	1 農業費	3,230,955	158,266	3,389,221
7 商工費		2,376,437	216,000	2,592,437
	1 商工費	2,376,437	216,000	2,592,437
歳出	合計	63,053,669	673,831	63,727,500



# 一般会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,773,398	504,628	10,278,026
19 繰入金	4,094,748	169,203	4,263,951
計	63,053,669	673,831	63,727,500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	16,489,690	297,139	16,786,829	297,139				
4 衛生費	7,107,883	2,426	7,110,309	2,426				
6 農林水産業費	3,558,479	158,266	3,716,745	158,266				
7 商工費	2,376,437	216,000	2,592,437	46,797				169,203
計	63,053,669	673,831	63,727,500	504,628				169,203

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,691,450	504,628	2,196,078	1 総務管理費補助金	504,628	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 207,489 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援分） 297,139
計	4,992,256	504,628	5,496,884			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,365,148	169,203	2,534,351	1 財政調整基金繰入金	169,203	財政調整基金繰入金 169,203
計	4,013,357	169,203	4,182,560			

### 3. 歳出

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	2,038,652	231,739	2,270,391	231,739				10 需用費	603	低所得者生活支援事業 住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業 231,739
								11 役務費	1,103	
								13 使用料及び 賃借料	33	
								19 扶助費	230,000	
計	9,411,417	231,739	9,643,156	231,739						

#### 3 款 民生費

##### 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,454,791	65,400	1,520,191	65,400				10 需用費	118	低所得者生活支援事業 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業（こども加算分） 65,400
								11 役務費	282	
								19 扶助費	65,000	
計	5,895,669	65,400	5,961,069	65,400						

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1保健衛生総務費	564,694	2,426	567,120	2,426				18負担金補助及び交付金	2,426	地方創生臨時交付金事業 二次救急医療機関物価高騰対策事業 2,426
計	4,171,615	2,426	4,174,041	2,426						

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3農業振興費	1,437,118	158,266	1,595,384	158,266				11 役務費	1,787	地方創生臨時交付金事業 農業資材等価格高騰対策緊急支援事業 134,794 農業資材等価格高騰対策(果樹)緊急支援事業 23,472
								18 負担金補助及び交付金	156,479	
計	3,230,955	158,266	3,389,221	158,266						

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2商工業振興費	1,567,559	216,000	1,783,559	46,797			169,203	18負担金補助及び交付金	216,000	地方創生臨時交付金事業 プレミアム付商品券事業

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									216,000	
計	2,376,437	216,000	2,592,437	46,797			169,203			